静岡県告示第598号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。 令和7年8月26日

静岡県知事 鈴木康友

1 保安林の所在場所

静岡市葵区足久保口組字八十岡2708の1、2723の1、2724の1、2724の2

2 指定の目的

干害の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字八十岡2708の1・2723の1・2724の1 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁、中部農林事務所及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)